

石岡市マイナンバーカード個人宅への出張申請受付実施要項

石岡市では、来庁困難な方のご自宅に職員が訪問し、マイナンバーカードの申請のサポートを実施します。（事前予約制）

無料で申請用顔写真の撮影を行い、後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便等で自宅に送付（申請からお渡しまで1カ月半から2カ月程度かかります）するため、申請者は市役所へ出向くことなく受け取ることができます。

【お申込みからマイナンバーカード受取までの流れ】

1. 訪問希望の日時が決まったら、15日前までに電話等で予約する。（要相談）
2. 当日ご自宅に職員が訪問し、ご本人確認及び顔写真撮影を実施し、マイナンバーカード申請する。
3. 1か月から2か月後ご自宅へ本人限定受取郵便等で郵送いたします。

1 対象の方

- (1) 病気や障がい等の理由により、ご自身で外出することが困難な方
- (2) 石岡市内に住民登録があり、申請の意思表示が可能な方
- (3) 申請日から約2か月以内に転出予定がないこと
- (4) 介護等が必要な方は、介助者が同席できること
- (5) 申請者が15歳未満または成年被後見人の方は、法定代理人が同席できること

2 実施日時

令和8年5月7日（木）から令和9年2月26日（金）まで
平日の午前10時から午後4時まで

3 申し込み条件

- (1) 実施場所は、申請者の住所地であること
- (2) 必要に応じてご自宅の電源をお借りできること
- (3) 公用車を駐車するスペース（1台）があること

4 申込方法

実施日の15日前までに、下記まで電話・窓口・FAX・電子メールでご予約ください。日程調整の上で訪問させていただきます。

5 申請時に必要なもの

- ①通知カード（紙製）
- ②個人番号交付申請書 兼 電子証明書発行申請書
- ③顔写真（申請日当日、写真撮影サービスを利用する人は不要）

④暗証番号等設定依頼書

⑤本人確認書類（原本）・・・・・・Aから1点またはBから2点

A	運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、旅券、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等
B	健康保険等の資格確認書、年金手帳、介護保険被保険者証、医療受給者証、社員証、学生証 等

⑥本人確認書類（上記の表裏のコピー）

⑦住民基本台帳カード（お持ちの方のみ対象）

⑧住民基本台帳カード返納（廃止）届（お持ちの方のみ対象）

⑨通知カード紛失届（紛失した方のみ対象）

※国の事務処理要領に基づき、必要な書類等は市で適切に保管します。

※本人確認書類は複写（コピー、写真データ等）したものを回収します

6 マイナンバーカードの受取について

マイナンバーカードは、申請の際に書類がそろっていれば本人限定受取郵便か簡易書留等で後日ご自宅に郵送いたします。

※本人限定受取郵便の場合、お渡し際に配達員は官公庁発行の本人確認書類「運転免許証・健康保険等の資格確認書・パスポート等」を確認するため、旧姓・旧住所が記載される場合、更新が必要となります。

※転送不要郵便で送付するため、郵便局の転送サービスを利用している場合、受け取ることができません。

7 その他

申し込みにあたり、以下の点について予めご了承ください

- ・申し込み順に対応させていただきますので、申し込み多数の場合は実施するまでに時間を要する場合があります
- ・マイナンバーカードの申請からお渡しまで1カ月半から2カ月程度を見込んでいますが、申請件数に大幅な増加があった場合、更に時間を要することがあります

申し込み・問い合わせ先

〒315-8640

石岡市石岡一丁目一番地1

石岡市役所 市民課 「マイナンバーカード受付」

TEL : 0299-23-1111

E-mail : shimin@city.ishioka.lg.jp